

令和6年11月20日
安房農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

当組合では、経営理念として「自覚ある行動で、JA安房と地域の未来をかえる」を掲げております。この理念を達成するためには、**振興**「組合員とともに、農業振興に全力を注ぎます」・**信頼**「人とのつながりを大切にし、信頼の輪を広げます」・**進化**「環境変化に対応し、進化するための改革に挑戦します」の3点を踏まえ行動していくことが重要となります。「人とつながり、土とつながり、房総の未来へつなぐ」を行動指針とし、組合員・利用者・地域の皆様のために事業活動に取り組んでまいります。

当組合では、金融庁が平成29年3月に公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、信用事業では組合員・利用者本位の安定的な資産形成を、また共済事業では組合員・利用者へ「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて安心と満足を提供する為、以下の取組方針を制定いたしました。今後本方針に基づく取組状況を定期的に公表するとともに、組合員・利用者本位の業務運営を実現する為に本方針を必要に応じて見直してまいります。

(注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み、サービスの提供

(1) 金融商品・サービス

貯金やローン等をはじめとする組合員・利用者の皆さまの暮らしに便利な金融商品・サービスを、ライフスタイルの変化等に合わせて提供いたします。

組合員・利用者の皆さまには、勤労世代から高齢者まで利用者の特性に応じた金融商品・サービスを提供しております。

なお当組合は、投資性金融商品の組成に携わっておりません。

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供いたします。

なお当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は

提供しておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用事業

- ①組合員・利用者に寄り添い、金融知識・経験・財産・ニーズや目的に合わせて、最適な商品を丁寧に分かり易くご提案いたします。
- ②手数料や費用等の重要な情報は組合員・利用者の皆さまが、理解し易いように説明資料を用いる等、丁寧に分かり易くご説明いたします。
- ③ご高齢者の組合員・利用者の皆さま方には説明内容をご理解しているか十分に確認しながら提案いたします。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、3、4、5）】

(2) 共済事業

- ①組合員・利用者に対して、各種公的保険制度にかかる情報提供を行い、組合員・利用者一人一人のライフプラン・加入目的に合わせた最適な保障・サービスをご提案いたします。
- ②保障加入に当たっては、組合員・利用者のご意向を把握確認したうえで、保障内容をご理解いただけるよう、分かり易い重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施いたします。
- ③特にご高齢の組合員・利用者に対しては、より丁寧に分かり易くご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の方に同席いただくことを基本としております。
- ④なお、保障加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者にご負担いただく手数料等はございません。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かり易いご説明を心がけるとともに、ご相談に対して迅速に対応いたします。

当組合は、組合員・利用者の皆さま に対して共済金等の請求推奨や各種サービスの提供等、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォローを実施いたします。

【原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 および（注 1、2、4、5）】

4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、各支店に意見箱を設置するなどし、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問合せ・ご相談・ご要望・苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。

【原則2本文および（注）】

5. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理いたします。

【原則3本文および（注）】

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の人材育成のため継続的・定期的な研修を実施するとともに、資格取得の支援等に取り組み、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。